

令和4年 第1回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和4年1月13日 開会

令和4年1月13日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町第1回臨時会

令和4年1月13日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第1号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）
- 4 議案第2号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 5 請願第1号 令和4年度の米政策に関する意見書の請願について
- 6 意見書案第1号 令和4年度の米政策に関する意見書について

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	川畑智昭君							
副町	長	石原正伸君							
教	育	長	河本浩昭君						
総	務	課	長	明日見将幸君					
総	務	課	主	幹	早坂隆広君				
く	らし	応	援	課	長	中田帯刀君			
く	らし	応	援	課	主	幹	國田幹夫君		
長	寿	福	祉	課	長	齊藤淑恵君			
産	業	振	興	課	長	横井正樹君			
建	設	課	長	馬狩範一君					
教	育	委	員	会	事	務	局	長	上嶋俊文君
代	表	監	査	委	員	笹木政廣君			

○出席事務局職員

局
書

長
記

國 田 朋 子 君
三 部 航 君

◎開会の宣言

○議長

本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。
ただいまから、令和4年第1回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番高田議員、2番野崎議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号

○議長

日程第3、議案第1号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案第1号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）
令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4648万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,293万3,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月13日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明いたします。

8ページをお開きください。

3款民生費、1項7目住民税非課税世帯等給付事業費、補正額3,255万2,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、令和3年度の住民税均等割りが非課税である世帯や新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し、1世帯10万円を給付するものでございます。給付見込み世帯は321世帯でございます。

2項7目子育て世帯等臨時特別支援事業費、補正額1,392万9,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)により計上いたしました本事業の追加分並びに所得制限等により本事業における国の支給要件を満たしていない児童を養育している者に対し給付するものでございます。対象児童見込み総数は229名でございます。歳出合計4,648万1,000円の追加でございます。

以上が歳出についてのご説明でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、補正額4,432万8,000円の追加でございます。1節社会福祉費補助金におきまして、本補正予算に計上してございます、住民税非課税世帯等給付事業に対する経費に係る補助金でございます。2節児童福祉費補助金におきまして、本補正予算に計上してございます子育て世帯等臨時特別支援事業に対する経費にかかる補助金でございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額215万3,000円の追加でございます。財源調整のため、財政調整基金からの繰入れにより対応するものでございます。なお繰入金の一部につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定となっており、交付金の交付が明らかになり次第歳入予算を補正し財源更正することといたします。歳入合計歳出と同額の4,648万1,000円の追加となっております。

以上が議案第1号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)の内容でございます。

ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第1号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議 長

日程第4、議案第2号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

議案書2ページをお開きください。

議案第2号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のように制定する。

令和4年1月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の適用に伴い、固定資産税の課税免除等に係る規定の整備が必要であるため。

次ページをお開きください。

第1条趣旨では過疎法及び地方税法に基づき、本条例の特例を定めることを規定しております。

第2条特例措置では、課税免除について対象設備となる取得価格の合計、業種及び資本金の額による法人の規模によって規定しております。また第2項では課税免除の期間を3年度と定めており

ます。

第3条課税免除の取消し等では、不正等があった場合の課税免除の取消しについて定めております。

次ページをお開きください。

第4条適用除外では浦臼町工業振興促進条例で課税免除を受ける者については除外することを規定しております。

第5条委任では、規則への委任を規定しております。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

以上が議案第2号についての説明でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番(静川広巳君)

今回の租税特別措置法における固定資産税の評価なのですが、この評価における固定資産税を計算する上で通常の固定資産税の場合の部分は一般市民が受け取る100分の1.5という税率でよろしいのかどうか。それと、これに伴う評価額はどこの部分の評価額で算出するのかお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

中田課長

○くらし応援課長(中田帯刀君)

ただいまの質問にお答えいたします。

この特例条例の減免に関する固定資産税につきましては、その評価等は通常のものとは変わりございません。税率も1.4で変わらないです。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第2号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 請願第1号

○議 長

日程第5、請願第1号 令和4年度の米政策に関する意見書の請願についてを議題といたします。お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第1号 令和4年度の米政策に関する意見書の請願については採択することに決定いたしました。

◎日程第6 意見書案第1号

○議 長

日程第6、意見書案第1号 令和4年度の米政策に関する意見書についてを議題といたします。
お諮りします。

本件については、ただいまこの主旨に沿った請願が採択されたところであります。

したがって、本件についてはみなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 令和4年度の米政策に関する意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和4年第1回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時13分